



2025 年 11 月 26 日

お客さま各位

シティバンク、エヌ・エイ東京支店
トランザクション・サービス部門

手形・小切手のお取り扱い終了のお知らせ

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府は 2026 年までの約束手形と小切手の利用廃止および全面的な電子化の方針を示しており、全国銀行協会では自主行動計画として「2026 年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」を目指し、紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行を推進しております。これに伴い、弊行では、手形・小切手のお取り扱いを下記日程にて終了させていただくことになりました。つきましては、弊行 MAST (Master Account and Service Terms) の第 10.1 項に基づいて、ここにサービスの終了を通知いたします。ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. お客さまが弊行にお持ちの当座勘定口座について、弊行による手形・小切手帳の発行の受付は 2025 年 12 月 30 日(火) (日本時間 13:00) で終了となります。
2. 弊行が発行した手形・小切手帳に基づく手形・小切手の振出期限は 2025 年 12 月 30 日(火)²となります。
具体的には、お客さまが弊行にお持ちの当座勘定口座からの支払を目的とした手形・小切手の振出の期限は 2025 年 12 月 30 日(火)となります。振出日が期限以降となる手形・小切手 (日付が空欄のものを含みます。) は当座勘定口座からの支払ができません。
また、振出日が上記の期限内であっても、2026 年 3 月 1 日以降を支払期日とする手形については、支払等のお取扱いはできません。
3. お客さまがお取引先等から受け取られた手形・小切手について、まず 2026 年 3 月 1 日以降を支払期日とする手形は、弊行ではお客さま口座への入金や取立のお取り扱いができません。また、小切手および 2026 年 2 月 28 日以前を支払期日とする手形については、弊行での取立のためのお客さま口座への入金受付を 2025 年 12 月 30 日(火) (日本時間 13:00) 迄³とさせていただきます。

現在、お支払いに手形・小切手を振り出されているお客さまにおかれましては、上記終了に伴い、CitiDirect や CitiConnect for Files 等によるお振込みをご利用ください。お取引先から手形・小切手をお受け取りになられているお客さまは、上記終了に伴う対応についてお取引先とご相談ください。尚、弊行では、電子記録債権 (でんさい)⁴のお取扱いはございませんのでご了承ください。

本件についてご不明な点がございましたら、シティサービス部までお問い合わせください。ご理解、ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

敬具

¹ 一部のお客様にはご案内の上本年 3 月末をもって終了いたしました。

² 一部のお客様にはご案内の上本年 8 月末をもって終了いたしました。

³ 一部のお客様にはご案内の上、本年 12 月末をもって、2026 年 1 月以降を支払期日とする手形のお取り扱いを終了いたします。

⁴ 株式会社全銀電子債券ネットワークが提供する手形の代替サービスとなります。